



埼玉県報

第 2 5 3 2 号
平成 2 5 年 1 0 月 4 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [秦土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [秦第二土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業兎田暮坪地区\(中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業\)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [三芳町北松原土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消\(熊谷県税事務所\)](#)
- [県道さいたま東村山線\(新座市野火止四丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号\(和光市新倉五丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道日高狭山線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道勅使河原本庄線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の電動式移動棚\(図書館書架、カルテ保管庫\)の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院財務システム開発業務委託の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 春日部藤源郷
- 三 代表者の氏名
須田 浩
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市粕壁一丁目九番四十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、春日部のまちづくり全般に関し、様々なイベント開催や、調査、研究、研修を行い、日本全国へ春日部の認知度を高めると共に、まちの活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人めぐみ
- 三 代表者の氏名
瀬良 学
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市南台三丁目三番十五中村ビル一F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県において、人間としての尊厳を保ち、希望をもって生きる社会づくりを推進する事業を行い、魅力ある老人福祉社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出
があつた。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	島 田 正 一	埼玉県熊谷市葛和田九百三十五番地一

告 示

埼玉県告示第千三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があつた。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	島 田 正 一	埼玉県熊谷市葛和田九百三十五番地一

告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字下赤工字大杭三三八から三四一まで、三四三の一から三四三の四まで、大字南川字沢口一四九五の一、一四九六、一四九七の一、一四九七の二、一五〇四、一五〇八の一、一五〇八の二、字山神戸一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一一三、一五一一四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大杭三三八から三四〇まで・三四三の一・三四三の二・字沢口一四九七の二・一五〇四・一五〇八の一・一五〇八の二・字山神戸一五〇九・一五一〇・一五一一・一五一一三・一五一一四の二（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第千三百九十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台一〇

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業兔田暮坪地区（中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業）の換地計画を平成二十五年九月三十日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年十月七日から

平成二十五年十一月六日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

告 示

埼玉県告示第千三百九十八号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（都市計画図修正）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成二十五年八月一日から平成二十六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千三百九十九号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び世界測地系座標の改算）

三 作業地域

三郷市新和付近（三郷中央一体型特定土地区画整理事業区域）

四 作業期間

平成二十五年九月二日から平成二十五年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

二 作業種類

公共測量（レベル五〇〇数値地形図データ作成）

三 作業地域

三郷市新和付近（三郷中央一体型特定土地区画整理事業区域）

四 作業期間

平成二十五年九月二日から平成二十五年十月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十四百一号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十五年九月二十四日から平成二十五年十二月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二号

測量計画機関である吉見町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉見町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

吉見町全域

四 作業期間

平成二十五年十月一日から平成二十六年三月二十一日まで

告示

埼玉県告示第千四百三三号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第十四百四号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量）

三 作業地域

白岡市野牛・高岩地内（野牛・高岩土地区画整理事業地内）

四 作業期間

平成二十五年九月二十日から平成二十五年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千四百五号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、街区多角点の座標補正、三級水準測量）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十五年九月九日から平成二十五年十二月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町

四 作業期間

平成二十五年八月一日から平成二十五年十二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（基準点）

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

平成二十五年八月十五日から平成二十六年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

三芳町全域

四 作業期間

平成二十五年七月二十五日から平成二十六年三月七日まで

告 示

埼玉県告示第千四百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により三芳町北松原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

横 山	隆	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保三千九百四十五番地八
古 河	修	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保八百二十六番地五十三

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十五年十月四日

埼玉県熊谷県税事務所長 中山昌克

氏名又は名称	有限会社千田石油
代表者の氏名	代表取締役 千田武久
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県児玉郡美里町大字阿那志一〇三九番地六
指定取消年月日	平成二十五年八月三十一日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 濱川 敦

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路線名</p>
<p>新座市野火止四丁目七七三番四六地先から 同市野火止三丁目一番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年十二月四日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長八三三・三五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 濱川 敦

<p>一般国道二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>和光市新倉五丁目一四七二番一地先から 朝霞市大字上内間木字内川端四一八番 三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成四年十一月二十七日埼玉県告示第千六百十九号及び平成二十四年十一月三十日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二五四一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 日高狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市大字馬引沢字竹ノ下一七 七番一地先から同市大字馬引沢 字竹ノ下一〇四番一地先まで		区 間
一〇・九〇 一一・六〇	一一・四〇 一三・九〇	敷地の幅員 (メートル)
一九・二〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋 剛

一 道路の種類 県道

二 路線名 勅使河原本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	本庄市小島四丁目七八七番一地先 から同市小島一丁目一四九九番一	区 間
三六・二〇	二二三・五〇	敷地の幅員 (メートル) 六・八一
	四八一・二〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字堤根字上 三三三番地先まで</p>	<p>行田市大字佐間字野合 一六二九番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇、 一三・〇九</p>	<p>七・五〇、 一三・〇九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五一九・六九</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字佐間字野合 一六二九番二地先から 同市大字堤根字上 三三三番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う 武蔵水路改築工事に伴う迂回道 路。 平成二十五年十月四日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 二十七号で告示した道路区域の 供用開始である。 延長五一九・六九メートル。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

指定番号	一〇六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十五年十月四日
指定に係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百一十三一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百一十九一まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四・〇メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六十一・〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十日第六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十五年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

取消番号	一〇七号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十五年十月 四日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百一十三 一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百十八まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	四・〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十一・三〇メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年九月二十六日

指令川建セ第二五 一三一号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十七日

川建セ第二五 八 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字大谷字堀ノ内一 六 番六、一 六三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡三芳町藤久保二三番地一三

倉本 幸彦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年九月二十六日

指令川建セ第二五 三 一号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十七日

川建セ第二五 八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字大谷字堀ノ内一 六 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町越生東二丁目六番地二一

関口 浩

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年九月二十六日

指令川建セ第二四 一 八一号

二 検査済証番号

平成二十五年十月一日

川建セ第二五 八五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字飯田字番場二五五番一、二五七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字増尾四一 番一 ソレアード花の木B 202

吉野 正幸

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

一 許可番号

平成二十五年九月二十五日

指令熊建セ第〇八二二〇〇〇三二号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十六日

熊建セ第百九十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字広木字白屋千百三十四番四、千百三十五番五、七なし十三、千百四十七番四、五、千百四十八番、千百四十八番二、千百五十二番、字郷戸千百九十五番、千百九十五番二ないし四、千百九十七番二、千百九十八番二、五、千二百一番一、千二百一番一、千二百三番二、五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区常盤台二丁目十二番十号

株式会社角田鉄工所 代表取締役 角田 邦夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年九月二十六日

指令越建セ第二五〇〇八二号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十七日

越建セ第三〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字野方千五百八十三番一、千五百八十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二千三百二十二番地一 ヴィアンローズ一〇四

号室

根岸 達記

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年九月二十日

指令越建セ第二四〇〇一八六号

二 検査済証番号

平成二十五年十月二日

越建セ第三〇九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七百五十八番十九

（第十四工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

株式会社太平 代表取締役 平子繁

告 示

埼玉県病院事業告示第九十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
電動式移動棚（図書館書架、カルテ保管庫） 2組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本ファイリング株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
- 5 落札金額
21,525,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年7月23日

告 示

埼玉県病院事業告示第九十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県病院財務システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 経営企画・財務担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 落札金額
8,893,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年6月14日

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年十月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成24年度・平成25年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 189機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札課、入札審査課、税務課、個人県民税対策課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国育樹祭課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、がんセンター建設課、小児医療センター建設課
下水道局	下水道管理課
行政委員会	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務

等の事務局	局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(3) 監査実施日

平成25年4月18日～平成25年7月26日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	財政課	平成24年9月の行政報告書印刷業務の単価契約(1頁単価1.3円)について、契約書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。
企画財政部	市町村課	備品であるカメラで、所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。
総務部	職員健康支援課	ビデオデッキなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県民生活部	広聴広報課	平成24年度の県民相談センターパーテーション付け替え修繕、増設契約(572,250円)について、次の点で不適切であった。 1 予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。 2 必要な事項が記載された適正な請書を徴すべきところ、請書作成日と履行期限の記載のない請書を徴していた。 3 検査確認の上、請求書に「検査済」の表示をしなければならないところ、その表示をしていなかった。
環境部	大気環境課	備品であるデジタルカメラで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。
環境部	水環境課	備品である航空機騒音移動測定用デジタル騒音計で、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
福祉部	高齢介護課	備品であるスキャナで所在が確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。
農林部	生産振興課	備品の管理事務について、次の点で不適切であった。 1 規格・寸法・型式や購入単価など、備品出納簿へ

		記載すべき項目が記載されていないものがあった。 2 備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められた。
県土整備部	河川砂防課	備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
病院局	経営管理課	パーソナルコンピュータなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。
教育局	生涯学習文化財課	備品であるカメラで所在の確認できないものが認められるなど、備品管理が不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	情報システム課	平成 24 年度の「庁内クラウドへのシステム移行業務委託」の入札において、入札保証金の納付額が不足していた者が行った入札を無効としなかったことは不適切であった。
企画財政部	情報システム課	備品である磁気テープ運搬車について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。
保健医療部	健康長寿課	平成 24 年度の「埼玉県不妊治療費助成事業ご案内及びポスターの印刷」(502,740 円)で、請書を徴取していなかったのは不適切であった。
会計管理者	出納総務課	平成 24 年度のポータブルカーナビゲーション及び付属品の購入について、物品仕様書と異なる内容の契約を締結し、納品させた。このため、仕様で求めた物の一部が調達できず、不足品を別契約により、追加購入しことは不適切であった。
教育局	高校教育指導課	平成 24 年度の「県立学校教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約」及び「豊岡高等学校外 4 校教務事務システム用機器等賃貸借契約」の再委託について、書面によらず承諾していたことは、不適切であった。
教育局	生涯学習文化財課	名栗げんきプラザの建物及び土地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除したことは不適切であった。

警察本部	施設課	運転免許センターの土地に係る行政財産について、使用許可を受けていない者に無償で使用させていたことは不適切であった。
------	-----	---

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十五年十月四日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備 部 都市整備 部	越谷県土 整備事務 所	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 「県営しらこぼと公園 2 次区域の一部」については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、平成 12 年度から毎年度、所長決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。</p> <p>また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、漫然と使用許可を繰り返していた。</p> <p>2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。</p>	<p>1 「県営しらこぼと公園 2 次区域の一部」に関する行政財産使用許可については、平成 25 年 3 月 31 日をもって使用期間が満了し、新たな使用許可は行っていない。原状回復のもと返還され、今年度、公園造成工事に着手した。</p> <p>2 道路予定地の平成 25 年度使用許可については、財務規則第 140 条、第 154 条に基づき手続を行った。</p>
病院局	循環器・ 呼吸器病 センター	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>パーソナルコンピュータ等の固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>	<p>監査の結果を職員に周知するとともに、埼玉県病院事業財務規程に基づく固定資産（器械備品）の实地照合を平成 25 年 3 月 31 日までに実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p> <p>今後は、年 1 回以上实地照合を実施し、各担当と事務局の確認により、再発防止を徹底することとした。</p>
保健医療 部	動物指導 センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>洗浄機などの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在を確認できない備品については、会計管理課の指導により平成 25 年 5 月 14 日に備品出納簿から除却した。また、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 23 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出した。</p> <p>今後の再発防止策として、適切な備品管理を全職員に周知徹底するとともに、備品の所在を確認し、平面図にマッピングして管理しやすくした。更に、毎年度、現物と台帳の突合を行うことと</p>

				した。
県土整備部	本庄県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在不明の草刈機 3 台とフィルムカメラ 1 台について、定期監査の翌日の平成 24 年 12 月 11 日から 20 日までの間、総務担当だけでなく所内職員で保管場所を始め所内を集中的に搜索したが発見できなかった。その後も総務担当職員による搜索は継続し、聞き取り調査等含め、繰り返し断続的に行ったが現品の確認に至らず、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 20 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>今後は再発防止の取組として、県有備品の大切さと管理責任の重大さを全職員に周知徹底し、研修等で意識の向上を図るとともに、実際の備品使用を基に指定した管理責任者による、定期的な備品棚卸し・状況確認をチェック表で管理し、備品の適正管理に努めることとした。</p>
県土整備部	杉戸県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>定期監査で発見できなかった備品などについて、事務所内や倉庫などを職員全身体制で搜索に手を尽くした。そのうえで、所在を確認できなかった備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>また、今後は会計管理課から示された「物品管理の新ルールの試行」に基づき適正な備品管理を徹底していく。</p>
病院局	小児医療センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	<p>監査結果を踏まえ、全ての固定資産（器械備品）について実地照合を平成 25 年 5 月 12 日までに実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p>

				<p>また、再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、今後は、埼玉県病院事業財務規程に基づく年1回以上の実地照合を徹底することとした。</p>
病院局	精神医療センター	平成25年3月5日 (第2472号)	<p>固定資産であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p>	<p>埼玉県病院事業財務規程に基づく固定資産(器械備品)の実地照合を平成25年3月31日までに実施し、適切な事務処理の徹底を図った。</p> <p>今後は、年1回以上実地照合を行うとともに、固定資産の除却等について適正な処理を行うよう徹底した。</p>
教育局	近代美術館	平成25年3月5日 (第2472号)	<p>映像装置など重要物品で、その全部または一部について所在の確認ができないものが複数認められるなど、物品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、会計管理課の指示に基づき、平成25年1月29日に顛末書を提出し、平成25年2月25日に備品出納簿の除籍、修正を行った。</p> <p>また、平成25年3月14日に会計管理課に重要物品異動報告書を提出した。</p> <p>複数の物品で構成され、一式として管理すべき重要物品については、附属品等を含めたすべての物品に、当該物品が重要物品の一部である旨の標示を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>
教育局	大宮東高等学校	平成25年3月5日 (第2472号)	<p>備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、改めて調査を行い、平成22年3月26日に廃棄していたことが確認できたため、平成25年5月7日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、備品の取扱いについて再確認を行い、職員の意識向上を図った。</p> <p>また、定期的に実地照合を実施するとともに、使用状況等の調</p>

				<p>査を実施し、老朽化し使用不能な物品は、財務規則に基づく処理を速やかに行い、適切な物品管理を確保することとした。</p>
教育局	越生高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>サーバなどの備品で、所在の確認できないものや、備品台帳に登録された型式と異なるものが現存するなど、備品の管理が不適切であった。</p>	<p>改めて調査を行い、所在の確認できない備品については平成 22 年 3 月 15 日に廃棄していたことが確認され、型式の異なる備品については保管転換時の記載誤りであることが判明したため、平成 25 年 3 月 6 日に備品出納簿の修正を行った。</p> <p>再発防止のため、職場会議を通じて全職員に対し、監査結果を周知するとともに、適正な物品管理についての研修を実施した。</p> <p>また、新たに備品を登録する際には、複数人により、型式の確認を行うとともに、定期的に実地照合を実施することとした。</p>
教育局	川口工業高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>オーバーヘッドプロジェクターなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>改めて調査を行い、一部の備品は所在が確認できた。所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 18 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 5 月 9 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p> <p>また、定期的に実地照合を実施することとした。</p>
教育局	杉戸農業高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	<p>ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。</p>	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 19 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 7 月 1 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p>

				また、定期的に実地照合を実施することとした。
教育局	特別支援 学校坂戸 ろう学園	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	備品であるオーバーヘッドプロジェクターで、所在が確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 22 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 7 月 3 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正に物品を管理するよう徹底した。</p> <p>また、定期的に実地照合を実施するとともに、所属で独自に作成した使用記録簿を活用し、適正な物品管理体制の強化を図った。</p>
企画財政部	南西部地 域振興セ ンター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度「市町村による提案・実施事業」補助金の交付申請書をはじめ、交付決定に関する文書の所在が確認できず、文書管理が不適切であった。	<p>再発防止のため、まず、全庁で実施している 5 S 運動を徹底して行うことや、事務所内及び机上を常に整理・整頓する取組を進めた。</p> <p>また、文書管理規則やファイリングシステム実施要綱等を遵守した文書管理について、全職員に対して改めて周知徹底を図った。</p> <p>さらに、毎月、朝礼において、所長が文書管理の徹底について、職員の注意喚起を図るとともに、グループリーダーが、財務事務の自己検査を実施する際、文書の管理状況を確認することとした。</p> <p>また、文書の適正な管理、類似案件の再発防止について、企画財政部の総務担当副課長等会議を開催し、指導を徹底した。</p> <p>さらに、平成 25 年 8 月 2 日に、企画財政部主催の財務研修を実施し、その際、文書の適正な管理についても指導した。</p>

県土整備部	さいたま県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>事務所内の搜索を全職員で実施し、捜査を尽くしたが、所在を確認できなかったため、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>物品管理の新ルールに基づき、各備品に管理責任者を定め、年 1 回、現物確認日を定め一斉に確認作業を実施するよう職員に徹底した。</p>
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>所内の搜索を尽くしたが、所在確認ができなかったため、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>物品管理の新ルールに基づき、実際の使用者による適正管理、保管場所の明示、年度内に 1 回以上の現物と台帳の照合を実施することとした。</p>
県土整備部	行田県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>平成 25 年 1 月 23 日以降、全職員での搜索や異動した職員への聞き取り調査を実施したが、当該備品を発見することはできなかったため、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 5 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、同日付で備品出納簿から除籍した。</p> <p>物品管理の新ルールに基づき、備品の現物実査を 8 月までに行い、使用責任者を定めるなど適正な物品管理を徹底していく。</p>
教育局	飯能南高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	<p>改めて調査を行い、一部の備品については平成 24 年 2 月 22 日から平成 24 年 3 月 1 日にかけて廃棄していたことが確認できたため、平成 25 年 2 月 20 日に備品出納簿からの除籍を行った。所在の確認できない備品について、埼玉県財務規則第 215 条第 1 項</p>

				<p>の規定に基づき、平成 25 年 3 月 18 日付で、企画財政部長及び会計管理者に事故報告書を提出し、平成 25 年 7 月 1 日に備品出納簿からの除籍を行った。</p> <p>職員会議において、監査結果を全職員に伝え、県有備品の適正な管理について周知徹底した。物品事故の再発防止を図るため、物品管理を全教職員で組織的に取り組み、全教職員による定期的な現物確認を実施し、不用物品は適正な事務処理を経て処分することを指示した。</p>
警察本部	所沢警察署	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>落札となるべき同額の入札者が複数あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行わず再度入札書を提出させ落札決定を行っていたことは不適切であった。</p>	<p>財務事務を行う職員に本件の内容及び関係法令を周知、徹底した。また、電子くじで契約者を決定する機能のある電子入札システムの活用を推進することで再発防止を図った。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
農林部	川越農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>入間北部第二用水改良事業敷地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにも関わらず、使用料を免除していたことは不適切であった。</p>	<p>使用料を適正な金額に変更したほか、再発防止のため、監査結果を全職員へ周知するとともに、行政財産使用料に関する条例等の関係規程の再確認やチェックシートの作成を行い、適正な事務処理について徹底を図った。</p>
農林部	大里農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>平成 22 年度の「22 熊中第 201 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 3 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に变更していなかったのは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、担当者会議において研修を実施し、制度の再確認の徹底を図った。</p> <p>また、変更金額による契約保証金額に誤りがないよう、変更割合を確認するチェックシートを作成し、変更契約ごとにチェックすることにした。</p>

農林部	加須農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプの交換修繕」(939 千円)について、予算の執行委任を受けることとなっていたが、執行委任前に予定価格を決定し、見積合わせを行い、契約を締結したことは不適切であった。	歳出予算執行委任書で、予算の執行委任を確認した上で、予定価格を決定し、見積書の徴取及び契約の締結をすることにした。 また、再発防止のため、職場の全体研修において財務の適正な執行について改めて周知を図った。
農林部	加須農林振興センター	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 22 年度の「22 手三第 502 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 6 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に变更していなかったのは不適切であった。	再発防止のため、担当者会議において研修を実施し、制度の再確認の徹底を図った。 また、変更金額による契約保証金額に誤りがないよう、変更割合を確認するチェックシートを作成し、変更契約ごとにチェックすることにした。
農林部	寄居林業事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「満所山村生活安全対策工事」(9,628 千円)について、谷止工水平打継用鉄筋(補強挿し筋)の設置方法(形状・配置等)を契約図書に示さないまま施工させたことは不適切であった。	必要な図書の漏れがないようにチェックリストを作成し、設計の都度確認することとした。 また、施工方法が不明確な点については、施工前に監督員と現場代理人が工事記録により確認することについて周知徹底を図った。
農林部	寄居林業事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 24 年度の「矢納針広混交林造成工事」(1,029 千円)について、契約図書において下草刈払い面積の出来形管理を求めているにもかかわらず、出来形管理書類の提出を受けず、下草刈払い面積の確認を行っていないのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知を図った。 また、チェックリストの活用により、必要な出来形管理書類の提出の徹底を図った。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 1 埼玉県財務規則に定められた使用許可の手続きによらず、管理委託(覚書)により無償で使用させていた。 2 同規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにもかかわらず、所長決裁等により使用料免除の許可を繰り返していた。	平成 25 年度分から埼玉県財務規則に基づき、県土整備部長の決裁を受け、総務部長の合議後、許可をした。 行政財産使用許可に係る同規則の規定を徹底するよう職員に周知した。

県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「河川維持修繕工事(河川維持工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。	変更契約に係る契約保証金の取り扱いについて、周知するとともに、設計変更時に総務担当課長に回議することにより、チェック体制を強化した。
教育局	久喜図書館	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(94 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、複数の職員による確認を徹底することとし、管理体制の強化を図った。
教育局	入間向陽高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「正門雨水冠水修繕工事」(399 千円)は、2 者から見積書を徴取したが、各々の見積内容(寸法や数量など)が異なっていた。さらには、各々の見積書の寸法と概略図の寸法も異なっていたことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、適正な書類が徴取されていることを複数の職員で確認することとし、管理体制の強化を図った。
教育局	春日部東高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 24 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(77 千円)において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、支出事務において必要な書類に不足がないことの確認を徹底することとした。
教育局	幸手高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	平成 23 年度の「校内補修工事」(378 千円)について、次の点で不適切であった。 1 2 者から見積書を徴取したが、契約を締結した相手方のものは代表者の押印漏れ、もう 1 者のものは代表者名の記載及び押印が漏れていた。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、業者から提出された書類を受取する際の注意すべき項目について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、管理体制の

			<p>2 見積書は支店長名で提出されていたが、作業完了報告書と請求書は代表取締役名であり、また、各々の代表取締役名は異なっていた。</p> <p>さらに、請求書においては代表取締役の押印も漏れていた。</p>	<p>強化を図った。</p>
教育局	飯能南高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(155 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p>
教育局	福岡高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>平成 23 年度に締結した「産業廃棄物収集運搬委託」等(3 件)の契約事務について、業務の完了を確認するためのマニフェストを受領する前に、検査確認を行い合格としていたのは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務及び産業廃棄物収集運搬業務における注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p>
教育局	蕨高等学校	平成 25 年 6 月 21 日 (第 2502 号)	<p>平成 23 年度の「学級増に伴う大会議室内部改修」(989 千円)について、予定価格を決定する前に、見積り合わせを行っていたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p>